

佐賀県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成二十年十二月三十一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町一五二三番地六
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム「安心」しらかべ
所在地 三養基郡みやき町白壁二四四番地一
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成二十年十二月三十一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町一五二三番地六
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム「安心」なかばる
所在地 三養基郡みやき町原古賀一九〇番地三
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応

型共同生活介護

三

(一) 廃止年月日 平成二十年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町一五二三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム「安心」いちたけ

所在地 三養基郡みやき町市武一二三四番地

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応
型共同生活介護